

令和 7 年度 体罰防止のための取組

- (1) 体罰防止スローガンの設定体罰防止月間を受けて、職員室等に体罰防止ポスターを掲示するとともに、体罰を『しない・させない・許さない』の共通理解のもとで指導にあたる。
- (2) 校長による体罰根絶へ向けた面談の実施夏季休業期間中に教職員一人ひとりと校長が面談を実施し、自己および同僚の暴力的な指導についての聞き取りを行い、予防に努める。
- (3) 体罰に関するアンケート調査、暴力的な指導に関する生徒アンケートを実施し、情報が寄せられた場合は管理職が生徒から聞き取りを行い、教職員への指導や教育委員会への報告等を行う。
- (4) 体罰防止セルフチェックの実施全教職員が毎月、チェックリストで日常の指導を振り返り自己点検を行う。